

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の被保険者証の廃止について

マイナンバーカードと被保険者証の一体化に伴う、被保険者証の廃止について、現況及び今後の予定をご報告いたします。

1 被保険者証の廃止

現在の被保険者証は、2024年12月2日以降の新規交付ができなくなり、医療機関等を受診する際は、マイナ保険証（事前に被保険者証としての利用登録を行ったマイナンバーカード）の利用が基本となります。

ただし、マイナ保険証を保有していない方は、保険確認のための証として、新たに「資格確認書」が交付され、これを提示することで引き続き医療機関等を受診することができます。

また、マイナ保険証を保有している方は、自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう「資格情報のお知らせ」が交付されます。医療機関等でマイナ保険証の読み取りができない場合については「資格情報のお知らせ」又は「スマートフォンの資格情報画面」をマイナ保険証とともに提示することで受診することができます。

→ 「別紙1」参照

(1) 被保険者証の廃止日

2024年12月2日（月）

(2) 経過措置

2024年12月1日までに発行済の被保険者証については、改正法の経過措置により廃止から最長1年間は有効期限まで引き続き使用することができます。

(3) 町田市発行の被保険者証の有効期限

＜国民健康保険制度＞ 2025年9月30日（火）

＜後期高齢医療制度＞ 2025年7月31日（木）

2 「資格確認書」「資格情報のお知らせ」に係る今後の更新予定

→ 「別紙2」参照

3 「資格確認書」「資格情報のお知らせ」の様式及び記載事項（予定）

（1）国民健康保険制度

項目	資格確認書	資格情報の お知らせ
様式	紙材質・カード型	A4サイズ・書面
氏名	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
性別	<input type="radio"/>	
生年月日	<input type="radio"/>	
住所	<input type="radio"/>	
世帯主氏名	<input type="radio"/>	
被保険者記号・番号・枝番	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
保険者番号・交付者名	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
適用開始年月日	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
交付年月日	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
負担割合・発効期日	<input type="radio"/>	(70歳以上のみ) (70歳以上のみ)
有効期限	<input type="radio"/>	(70歳以上のみ)
QRコード(マイナポータルへのアクセス用)		<input type="radio"/>
特別療養費の対象者である旨	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

（2）後期高齢者医療制度

項目	資格確認書	資格情報の お知らせ
様式	紙材質・カード型	A4サイズ・書面
氏名・性別・生年月日	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
住所	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
被保険者番号	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
保険者番号・保険者名	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
資格取得年月日	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
交付年月日	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
負担割合・発効期日	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
有効期限	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
QRコード(マイナポータルへのアクセス用)		<input type="radio"/>
特別療養費の対象者である旨	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
一部負担金限度額(高額療養費)の適用区分・発効期日	<input type="radio"/>	
食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の適用区分・発効期日	<input type="radio"/>	
長期入院該当日	<input type="radio"/>	
認定を受けた特定疾病の区分(記号で表記)・発効期日	<input type="radio"/>	

※ 両制度とも「資格情報のお知らせ」のみでは受診できないことを明記します。

医療機関等を受診する際の受付について

1 マイナ保険証を保有している場合

(1) 「マイナ保険証」での受診

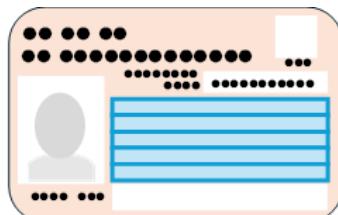
医療機関等へマイナ保険証（事前に被保険者証としての利用登録を行ったマイナンバーカード）を持参し、下記の①～④の順に沿って受付してください。
②の本人確認を顔認証で行わない場合は、4桁の暗証番号が必要となりますのでご注意ください。



(2) 医療機関等でマイナ保険証の読み取りができない場合の受診

医療機関等にカードリーダーがない、もしくは故障している、システム通信上の不具合でオンライン資格確認ができないなどの理由により、マイナ保険証が使用できない場合は、医療機関等の窓口で下記の①と②を提示することで受診することができます。（予定）

① 本人確認



マイナンバーカード

② 資格情報確認



資格情報のお知らせ(※1)



スマートフォン資格情報画面(※2)

または

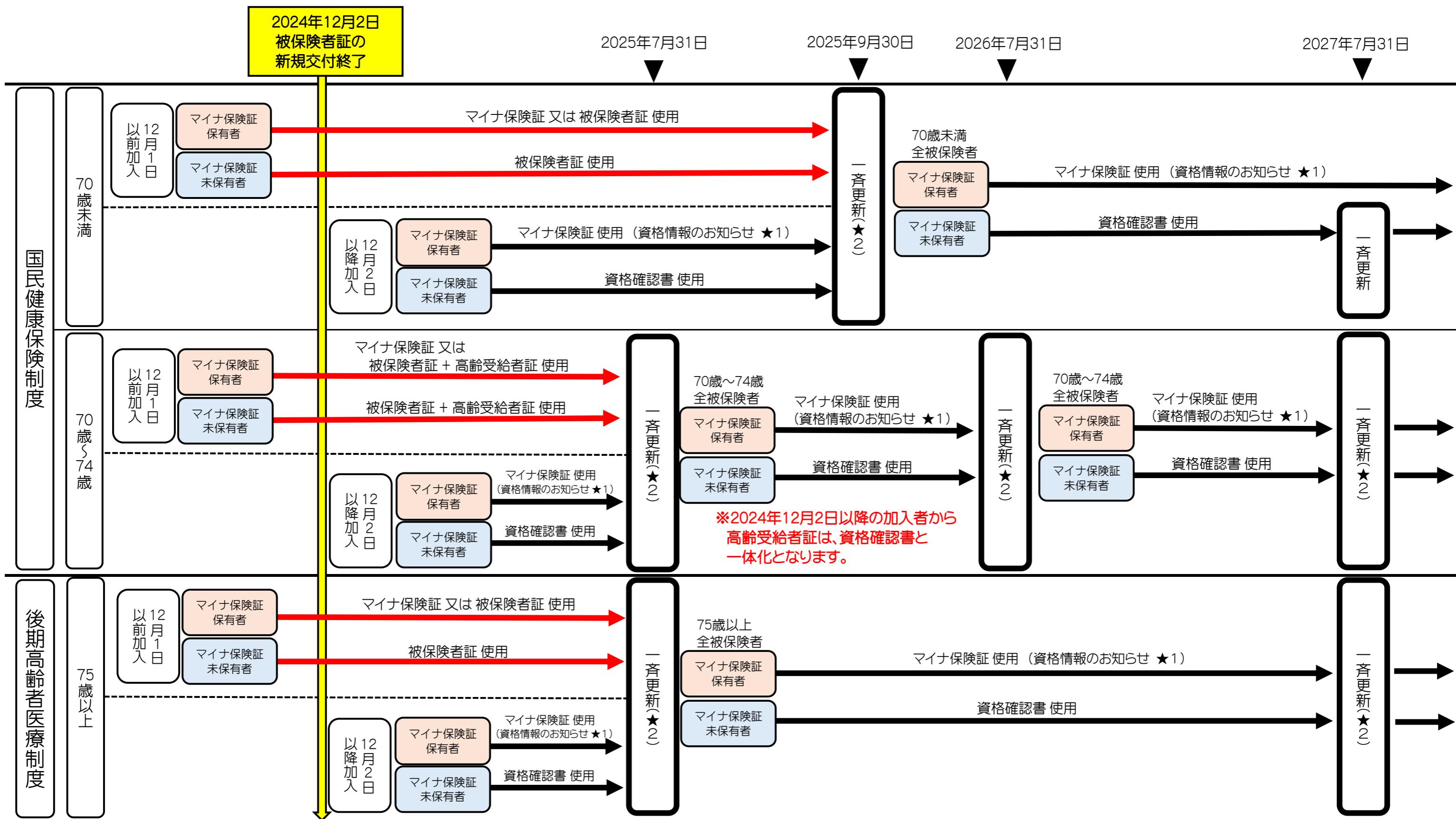
※1 資格情報のお知らせは、通知の一部を点線（赤）に沿って切り取ると、カードサイズで携帯できます。

※2 資格情報のお知らせのQRコード（青）からマイナポータルにログインし、医療保険の資格情報を自身のスマートフォン等にPDF形式で保存しておくことができます。

2 マイナ保険証を保有していない場合

(1) 「資格確認書」での受診

従来の被保険者証と受付方法は変わりません。医療機関等の窓口で「資格確認書」を提示することで受診することができます。（予定）



※赤の「」は現行の各証が使用できます。また黒の「」は「マイナ保険証(資格情報のお知らせ)」又は「資格確認書」を使用します。

※ 2024年12月2日以降は被保険者証の新規交付ができなくなります。新規加入や被保険者証紛失などの場合はマイナ保険証の保有状況を確認し「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」を交付します。

★1：医療機関等でマイナ保険証の読み取りができない場合には「資格情報のお知らせ」又は「スマートフォンの資格情報画面」をマイナ保険証とともに提示することで受診することができます。

★2:「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」を一斉交付します。